

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第10条の8の2第3項
処 分 の 概 要：クロスボウ保管業者の業務の廃止命令及び停止命令
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8の2第1項及び同条第2項において準用する第9条の7第3項並びに第10条の8の2第3項（クロスボウの保管の委託）
処 分 基 準： クロスボウ保管業者が、銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8の2第2項において準用する第9条の7第3項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話097-536-2131） 被処分者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：